

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <ul style="list-style-type: none"> ご家族が亡くなられたときは、死亡届を提出してください。 <p>【届出期間】死亡の事実を知った日を含めて7日以内 【届出をする人】親族、同居者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届用紙(右側の死亡診断書または死体検査書欄に医師の証明が必要です) 	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課 各行政センター</p>	<p>市民課 電話:0270(27)2726</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の資格確認書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの人は返還してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ～以下、お持ちの人～ ・亡くなられた人の資格確認書 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証 	<p>本館1階3番窓口 国民健康保険課 または 各支所 市民サービス課</p>	<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2735</p>
<p>◆葬祭費のこと</p> <p>喪主の人へ葬祭費の支給がありますので、葬儀終了後に申請してください。 ※亡くなられた人が国民健康保険に加入してから3か月以内の場合は、葬祭費の給付について窓口で相談してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 喪主の人の預金通帳 葬祭を行った事実が確認できる書類(火葬許可証、会葬礼状、死亡者及び喪主が明記されている葬儀領収書など。コピー可) 来庁者の顔写真付きの本人確認書類 喪主の人の住所が市外の場合、喪主の人の顔写真付きの本人確認書類 		<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2737</p>
<p>◆国民健康保険税</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税は月割となりますので、税額に変更が生じた場合は、翌月以降に世帯主宛に納税通知書を送付します。 世帯主が亡くなられた場合は、亡くなれた人の国民健康保険税の納税を管理する人(相続人代表者)を相続人から指定していただくため、相続人代表者指定の届出をしてください。 <p>※これまで口座振替を利用して、引き続き口座振替を希望する人は、取扱金融機関で新世帯主名義の口座振替の手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ～世帯主がなくなられた場合～ 相続人の届出をする人の顔写真付きの本人確認書類 		<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2736</p>
<p>◆後期高齢者医療の被保険者の人</p> <p>喪主の人へ葬祭費の支給がありますので、葬儀終了後に申請してください。申請書は窓口で発行します。 他市区町村で死亡届を提出した場合は、窓口で申し出てください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなれた人の後期高齢者医療資格確認書 喪主の人の預金通帳 葬祭を行った事実が確認できる書類(会葬礼状または火葬許可証、死亡者及び葬祭執行者が明記されている葬儀領収書など) 来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点) 	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2739</p>
<p>◆後期高齢者医療保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険料は月割となりますので、保険料額に変更が生じた場合は、翌月以降に後期高齢者医療保険料の変更通知書を送付します。 			
<p>◆国民年金加入者のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金の手続きについて相談してください。 死亡一時金・寡婦年金・遺族年金が請求できる場合があります。 	<p>担当課へお問い合わせください。</p>	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 ☆年金受給相談 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2741</p>
<p>◆年金受給者のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な手続きがありますので相談してください。未支給年金・遺族年金などが請求できる場合があります。厚生年金は年金事務所、共済年金は各共済組合での手続きとなります。 	<p>担当課へお問い合わせください。</p>		
<p>◆福祉医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 受給資格喪失の届出が必要です。受給資格者証または承認通知書(ピンク色)を返却してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療費受給資格者証 福祉医療費受給資格者承認通知書 	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2740</p>
<p>◆介護保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険証を返却してください。 また、介護認定を受けていた人や介護保険施設等に入所していた人(住所地特例対象者を含む)は、窓口にお越しください。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証 来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点) ～住所地特例対象者～ 亡くなれた人のマイナンバーカード または通知カード 	<p>本館1階5番窓口 介護保険課 各支所 市民サービス課</p>	<p>介護保険課 電話:0270(27)2744</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容		用意するもの	窓口	問い合わせ先
お子さまに 関すること	◆児童手当 ・受給者変更の手続きをしてください。手続きは受給者が亡くなられた日の翌日から15日以内にしてください。 ※児童手当を勤務先より受給している公務員の人は勤務先で手続きをしてください。	担当課へお問い合わせください。	東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課	子育て支援課 電話:0270(27)2750
	◆小中学校の児童生徒 ・保護者が変更になる場合は手続きをしてください。		本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課	学務課 電話:0270(27)2787
水道	◆水道の契約者や所有者の変更がある人 ・水道の契約者や所有者が変わる場合は、変更の届出をしてください。 まずは電話でお問い合わせください。		上下水道局 所在地:連取元町170番地3	上下水道局 料金窓口 電話:0270(30)1230
税	◆市・県民税が課税されている人 ・亡くなれた人に代わって、市税の納税を管理する人(相続人代表者)を相続人から指定していただくため、市・県民税に係る相続人代表者指定の届出をしてください。			市民税課 電話:0270(27)2717
	◆バイク(125CC以下)または小型特殊自動車を持っている人 ・所有者が変わった場合は名義変更の手続きをしてください。また、車両を手放す場合はナンバープレートを返納し、廃車の手続きをしてください。手続きの際は、相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本など)が必要な場合があります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。	〈名義変更〉 ・届出者の本人確認書類 ・標識交付証明書 ・相続人以外へ名義変更する場合、相続人の譲渡証明書 (廃車) ・ナンバープレート ・届出者の本人確認書類 ・標識交付証明書	本館2階20番窓口 市民税課 各支所 市民サービス課	市民税課 電話:0270(27)2715
	◆固定資産(土地・家屋)を持っている人 ・亡くなれた人に代わって、市税の納税を管理する人(相続人代表者)の届出と現所有者(相続人)の申告をしていただくため「相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書」の提出をしてください。	詳細はお問い合わせください。	本館2階24番窓口 資産税課	資産税課 電話:0270(27)2719
	◆納税している人(納税義務者・納税管理人・相続人代表等) ・亡くなった人の口座から市税等を口座振替していた場合は、口座凍結等により口座振替ができないことがあります。振替口座を変更する場合は、取扱金融機関窓口またはWebでの手続きをしてください。金融機関窓口での手続きには、預金通帳、印鑑(通帳の届出印)、納税通知書が必要です。Webでの手続きの場合、金融機関によって用意するものが異なります。 ・亡くなった人の課税状況を確認し、今後の納税のご案内をさせていただきます。		本館2階21番窓口 収納課	収納課 電話:0270(27)2722
農地	◆農地を相続した場合 ・相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)により、農地の権利(所有権や賃借権等)を取得した人は、農業委員会への届出書の提出が必要です。	担当課へお問い合わせください。	北館3階 農業委員会事務局	農業委員会事務局 電話:0270(27)2783
飼い犬	◆犬を飼っていた場合 ・飼い主の変更を届け出してください。	詳細はお問い合わせください。	清掃リサイクルセンター21内 環境政策課 所在地:柴町954	環境政策課 電話:0270(27)2733
墓地	◆墓地の経営者または管理者だった場合 新たに経営者または管理者となった人を届け出してください。 ※寺院や墓園などの墓地を永代使用しているなど、亡くなれた方が経営者や管理者でない場合、手続きは不要です。	詳細はお問い合わせください。	清掃リサイクルセンター21内 環境政策課 所在地:柴町954	環境政策課 電話:0270(27)2733
森林	◆森林の土地を所有していた場合 新たに所有者となる方の届出をしてください。	詳細はお問い合わせください。	清掃リサイクルセンター21内 GX推進課 所在地:柴町954	GX推進課 電話:0270(27)5596